

保険会社における取締役の適格性

東海大学法学部 小野寺千世

1. はじめに

金融事業を営む会社における取締役に関して、一般事業会社における規制とは異なり、特別な規制がある（銀行法7条の2、保険業法8条の2、会社法331条1項・402条4項参照）。保険業を営む会社については、保険業法8条の2が、第1項で「保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない」と規定し、2項では「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、保険会社の取締役、執行役又は監査役となることできない」と規定している。平成13年改正保険業法（法律117号）および平成17年改正保険業法（法律87号）は、保険業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、保険業に対する信頼性を維持するため、保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るため、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直し等の措置を講じるとともに、取締役の適格性に関する規定である保険業法8条の2を置いた。保険業法1条は、保険業の「公共性」を保険業法の存在理由として規定しているところ、保険業の「公共性」にかんがみた規制の1つとして、保険会社における取締役の適格性に関する規定が置かれていると考えられる。ただし、本規定によって取締役に求められる「適格性」とは何か、取締役が「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」および「十分な社会的信用」を有するか否かについていかに判断するのかが問題となるところ、取

締役の適格性の判断は基本的には各保険会社の自主性に委ねられており¹、その法的概念は法定されていない。

わが国の保険業法の母法であるドイツ保険監督法においては、7a条1項が業務指揮者の適格性に関する規定であるが、ドイツにおいても適格性の法的概念の明確化が重要である旨指摘されている²。そこで、本報告において、ドイツ保険監督法7a条1項における、保険会社の取締役等に求められる適格性の法的概念およびその判断基準に関する議論を参照し、わが国保険業法8条の2第1項にいう適格性の法的概念および判断基準についてより明らかにすべく、検討を行う。

2. ドイツ保険監督法における業務指揮者の適格性

(1) 諸論

わが国の保険業法はドイツ保険監督法を母法としているところ、ドイツ保険監督法7a条1項は、業務指揮者が充たさなければならない適格性の要件を定義し、次のように定めている。「保険企業の業務指揮者は、信頼性 (Zuverlässigkeit) および専門性 (Fachliche Eignung) において適格でなければならない。専門性は、保険業に関する十分な理論的かつ実務的な知識ならびに指揮経験が必要である。専門性は、原則として、同種・同等の規模の保険企業における3年間の指揮業務が証明される場合に認められる。業務指揮者は、法律または定款に基づきもしくは欧州共同体加盟国または欧州経済領域協定締約国における支店の外国会社代表者として、保険企業の業務執行権限および代理権限を有する自然人である。」本規定によれば、業務指揮者は、信頼性および専門性を有していなければならないが、本規定にいう「信頼性」および「専門性」について、その法的概念の明確化が重要であることが指摘されている³。

¹ 「『保険会社向けの総合的な監督指針』の一部改正に対する主なコメント及びそれに対する金融庁の考え方 1. 金融機関の取締役の資質規定について」参照。

² Prölss, Versicherungsaufsichtsgesetz, 12.Aufl. Kommentar §7a Rdnr.4 (2005).

³ Prölss, (注 2)の文献参照。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

ドイツ保険監督法第 7a 条 1 項は、欧州共同体の生損保指令（生命保険指令 6 条 1 項 e および第 1 次損害保険指令 8 条 1 項 1 号 e）を受けて 1994 年に保険監督法に導入された規定である。業務指揮者のコントロールについては、すでに、従前の保険監督法 8 条 1 項 1 号において「実直性（ehrbar）」がないか、または「専門性（fachlich）」が十分でない、あるいは企業の経営にとって特に必要な資格や経験がないことは、認可拒否事由にあたりと定められていた。従来の規定の趣旨は、他人の財産に対する責任、とくに他人に対するリスク負担、取引の長期性並びに任務（職務）の国民経済的意義に求められていた⁴。これに対して、現行法 7a 条 1 項の規定の趣旨は、業務指揮者の人物としての信頼性はもちろん、コンプライアンス・プログラムとの関係で、業務指揮者にいわゆるリーガル・リスク・マネージャーとしての適格性を求めることにある。コンプライアンス、つまり、コーポレート・ガバナンスの構成要素である法令を遵守した企業活動の保証が、業務指揮者の中心的な職責である。具体的には、業務指揮者は、保険企業の従業員の指導、予防的コントロールおよび違反への制裁等を行うことを要する⁵。

保険会社は保険監督庁に対して、業務指揮者に関する報告を行わなければならない（第一回目については保険監督法 5 条 5 項 5 号、事業継続中の変更については 13d 条 1 号・2 号）。業務指揮者が 7a 条 1 項の要件を充たさない場合には、その者の任用許可が拒絶されることとなる（保険監督法 8 条 1 項 1 号）。事業継続中に、許可の拒絶が 8 条 1 項 1 号によって正当と認められる事実が認識される場合には、監督庁は業務指揮者の解任を求め、その職務執行を禁止し（保険監督法 87 条 6 項）、最終的には事業の認可を取消す事由ともなりうる（保険監督法 87 条 1 項 1 号）。

(2) 適格性の基準

(i) 信頼性 (Zuverlässigkeit)

⁴ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.3.

⁵ Dreher, VersR 2004, 1, S.6ff.

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

業務指揮者は、信頼性を有していなければならない（7a 条 1 項 1 文）。信頼性を有しないということは、人物的に信頼できないということであり⁶、将来法令に従って業務を執行することを必ずしも保障しないということであると解されている⁷。信頼性の確認は、単なる推定では十分でなく、また、過去の事実を収集するだけでも足りない。保険企業の執行に関連がある、将来的予想が重要であるとされている⁸。当該人物が、ある事実から、企業を適法に、誠実に、かつ適切に指揮することができないという結論が導かれる場合には、信頼性が否定されることになる⁹。もともと、信頼性を積極的に証明することが必要であるが、明確な証明は困難であることが指摘されている¹⁰。専門的知識とは異なり、信頼性の判断においては、例えば、企業の規模あるいは引き受けられる任務によって差異をつけることは、原則として許されないとされる¹¹。

信頼性の判断のために、監査役は、一定の資料を提出し（保険監督法 5 条 5 項 5 号・13d 条 1 号）、場合によっては、官庁あるいは第三者からの情報を収集することもある¹²。業務指揮者の活動における信頼性の判断材料とされる事実を具体的に見てみると、まず、無犯罪証明書、刑法違反その他の規則違反、秩序違反等に関する最新のデータ等があげられる。過去の行状が業務指揮任務にとって重要であるということである。重大な規則違反行為とは、財産上の不法行為や¹³、業務執行に関連する重大な規則違反行為である¹⁴。また、刑法 283 条から 283d 条

⁶ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.9.

⁷ Jürgen Koch, in:H.Müller/Golz/ Washause-Richter /Trommeshauser , 100 Jahre materielle Versicherungsaufsicht, S.347 (2001).

⁸ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.9, Berg,in;Handbuch für die öffentliche Verwaltung, Band.2, Neuwied/Darmstadt, Rdnr.246 f.(1984).

⁹ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.9.

¹⁰ Reinfrid Fischer, in: Boos / Fischer / Schulte-Mattler , Kreditwesengesetz §33 Rdnr.31(2000).

¹¹ Fischer, a.a.O.(Fn.10), §33 Rdnr.30.

¹² Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.9.

¹³ Koch, a.a.O.(Fn.7) S.347, Kaulbach, ZVersWiss 1976, SS.697-699, Fischer, a.a.O.(Fn.10), §33 Rdnr.32.

¹⁴ Kaulbach, a.a.O.(Fn.13) , Fischer, a.a.O.(Fn.10), §33 Rdnr.34.

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

による違反行為（破産犯罪）の有罪宣告がなされた場合には、一定の期間内（判決の法的効力日から 5 年間）、取締役としての職務につくことを裁判上あるいは監督官庁によって禁じられるため（株式法 76 条 3 項 3 号、保険監督法 34 条 2 文）、保険企業の業務指揮者としての活動も禁止されることになる¹⁵。さらに、過去の営業停止、支払不能処分、および民事訴訟法 807 条（金銭債権に基づく強制執行中の動産に対する強制執行）による一定の法律上の効力のある業務上の処分も重要な判断要素である¹⁶。故意または過失による保険監督法違反行為があった場合も同様である¹⁷。これに対して、業務指揮者の行為について前科がないこと、その他の誤った行為がないことは、業務指揮者の信頼性を推認させる事実とされる¹⁸。身体あるいは精神的欠陥が生じている場合にも、信頼性は否定されるべきである¹⁹。例えば、賭博癖がある、あるいはアルコール中毒である場合には信頼性は否定される²⁰。年齢の上限は法定されておらず（ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード 5.1.2 条 2 項）、その限りで、取締役会活動が可能な身体的、精神的状態にあることが重要となる²¹。

また、信頼性に関しては、利益相反の可能性も問題とされる²²。業務指揮者の

¹⁵ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.10.

¹⁶ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.10.

¹⁷ Koch, a.a.O.(Fn.6), S.347.

¹⁸ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.10.

¹⁹ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.11.

²⁰ Berg, a.a.O.(Fn.8) Rdnr.244ff..

²¹ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.12.

²² ドイツにおいても、取締役は企業の利益に義務づけられており、会社の利益を犠牲にして個人的利益を追求することは許されないとされている（ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード 4.3.3 条）。企業の指揮や企業の監視に関するガバナンス・コード委員会の行動規制を遵守する会社においては、取締役は利益相反を監査役会の会長に遅滞なく知らせ、他の取締役に知らせなければならない（ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード 4.3.4 条）。上場会社は、この開示の遵守を年度に明らかにしなければならない（株式法 161 条）。上場会社以外の会社においては、コードを遵守するかどうかは最終的には自由である。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

コントロールの範囲で利益相反が起こり得ることに注視すべきことが指摘されている²³。業務指揮者がその活動をするにあたり利益相反の発生を避けられない限り、信頼性の要件はみたされないこととなる。例えば、保険会社の取締役が、双方代理として、あるいは保険ブローカーとして活動する場合には、必然的に利益相反の状況に陥ることから、信頼性は否定される²⁴。第三者が業務執行に影響を与えるおそれがある、あるいは、第三者による業務執行への影響を排除する必要がある状況にある場合には、業務指揮者の信頼性が否定される²⁵。例えば、取締役が、監査役と親戚あるいは姻戚である場合には、利益相反を生じる可能性があり、親戚・姻戚関係自体が信頼性を否定することとなるとの見解がある。これに対して、業務執行者と監査役との家族関係は、取締役の任用に際して照合されるが、当然に利益相反の状況を生じさせるものではないとの見解もある²⁶。すなわち、このような関係を利益相反と考える根拠は、株式法にも保険相互会社法にも見当たらず、他の監査の対象となる会社についても、そのような制限はなく、保険会社についてのみ異なったことが適用されるべき明白な事由はないとする²⁷。

(ii) 専門性 (Fachliche Eignung)

業務指揮者は信頼性だけでなく、専門性をも有していなければならない（保険監督法 7a 条 1 項 1 文）。監査役は適格性の証明のために、説得力のある経歴を提示しなければならず、必要とあれば補足の資料によって、専門性を明確に示さなければならないとされている²⁸。このことは、名誉職の業務指揮者ならびに小規模な保険会社の業務指揮者にも例外なく当てはまる。

²³ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.13.

²⁴ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.14.

²⁵ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.11.

²⁶ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.16.

²⁷ Hoppmann, Vorstandskontrolle im Versicherungsverein auf Gegenseitigkeit, S.312ff. (2000).

²⁸ Fischer, a.a.O.(Fn.10), §33 Rdnr.39.

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

専門性に関しては、当該人物がその職責を果たせるかどうかだけが問題とされるわけではない。その者が必要な専門的能力を有しているかどうかが重要である²⁹。専門性は、保険業務における十分な理論的かつ実務的知識を要件としている（保険監督法 7a 条 1 項 2 文）。その際、事業経営の性質や範囲、具体的には業務の対象となる保険部門が考慮されるべきである³⁰。もっとも一般に、期待される知識および能力は、原則として部門を越えて考慮する必要はない。また、小規模な会社について、規模の異なる営業組織を考慮する必要はない³¹。

専門的知識と並んで、指揮経験も必要とされている（保険監督法 7 a 条 1 項 2 文）。ある人が同種・同規模の保険企業における指揮活動について証明する場合、通常十分な専門性が認められると規定されている（保険監督法 7 a 条 1 項 3 文）。しかしながら、どのような地位についていたかが決定的な基準ではなく、これは単なる状況証拠にすぎないのであって、むしろ、いかなる指揮経験があったかが重要であると指摘されている。すなわち、当該人物が、企業の規模や業務の性質を考慮したうえで、いかに事業計画をし、運営し、かつコントロールし得るか、また、共同経営者とともに業務を執行し、監督を行い、代表し得るか等の能力が証明されなければならないとする³²。3 年の実務経験は、今後の業務指揮活動の直接的要件とされるべきではないが³³、同規模・同種の保険会社において 3 年指揮した業績を証明することによって、原則として、専門性の法的推定の要件をみたすこととなる（保険監督法 7 a 条 1 項 3 文）。

業務指揮者が、業務指揮者間の職務分担により、全くあるいは一部しか保険の知識を生かすことができないこともありうる。すなわち、権限が分掌されている

²⁹ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.17.

³⁰ Fischer , a.a.O.(Fn.10), §33 Rdnr.39.

³¹ ただし、規模が異なる場合には全く参照できないというわけでもない（Koch, a.a.O. (Fn.7) S.351）。

³² Koch, a.a.O.(Fn.7) S.351, Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.23.

³³ Fischer , a.a.O.(Fn.10), §33 Rdnr.44.

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

取締役会において、すでに他の取締役が保険の知識を有しており、業務指揮者の候補者が特定の分野（例えば、投資、人事あるいは情報処理の領域等）における知識を有し、その分野の業務指揮権限を引き受ける場合には、保険の知識を必ずしも要しない。もっとも、各々の業務指揮者は、他の取締役の共同監視の義務を果たすことができるだけの、専門分野以上の広い能力を有していなければならないとされる³⁴。3年の指揮活動は、結果的に専門性が否定されるような瑕疵を明らかにすることを可能とするに過ぎない³⁵。原則として欧州共同体加盟国の相当な知識を有していることは、ドイツ国内の保険企業における専門知識を有していることと同じであると解される³⁶。欧州共同体加盟国内の保険監督法が欧州共同体指令と適合するものとなっているからである。もっとも、専門知識は、監督法に関する知識のみならず、法的知識や市場に関する知識を広く有していることも必要である。したがって、業務指揮者は欧州共同体加盟国における過去の活動に加えて、ドイツの経済システムやその基礎となる法原則を理解していることを証明しなければならない³⁷。欧州共同体加盟国以外の国における企業活動は、比較できる要素ではないことから、通常、いわゆる法的推定の要件をみたすことはできないと解されている³⁸。その他、業務指揮者は、欧州共同体加盟国の国籍を有していれば足り、必ずしもドイツ国籍を有していることを要しない³⁹。また、ドイツを居住国とすることも強制されない。業務指揮者が、その職務を果たすことができるかが重要であって、基本的にはドイツ語の熟知も必要な適格性に属するが、場合によっては、国際的に使用されている言語の熟知で足りると解されている⁴⁰。

³⁴ Koch, a.a.O.(Fn.7) S.351.

³⁵ Fischer, a.a.O.(Fn.10), §33 Rdnr.45.

³⁶ Zerwas/Hanten, BB 1998,SS.2481,2482.

³⁷ Koch, a.a.O.(Fn.7) S.351.

³⁸ Zerwas/Hanten, a.a.O.(Fn.36) , SS.2481,2482.

³⁹ Koch, a.a.O.(Fn.7) S.351.

⁴⁰ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.21.

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

(3) 小括

ドイツ保険監督法 7a 条 1 項は、業務指揮者をリーガル・リスク・マネージャーと位置づけ⁴¹、業務指揮者に適格性を求めることによって、保険企業における内部コントロール方法が確保されることになると考えている⁴²。したがって、業務指揮者の審査においては、リーガル・リスク・マネージャーとしての任務状況が特別に重視されることとなる⁴³。すなわち、業務指揮者の信頼性については、人物としての信頼、道徳的誠実性はもちろんのこと、とりわけ将来において保険企業を適法に、誠実に、かつ適切に指揮することができることを推認させる事実が証明されなければならないとする⁴⁴。業務指揮者の専門性については、それを有していなければならないことは規定上明らかであり、同種・同規模の保険企業における 3 年間の業務指揮経験等、説得力のある経歴を提示して、専門性を明確に示さなければならないとされている⁴⁵。

そして、保険監督庁は、業務指揮者が適格性を有していない場合には、任用を許可しないことによって、企業に対してだけでなく、個々の取締役に対する監督権限をも有しているといえる（保険監督法 81 条 2 項 1 文）⁴⁶。

3. 保険業法における取締役の適格性

(1) 諸論

⁴¹ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.3.

⁴² このことは株式法 91 条 2 項ならびに保険監督法 34 条 2 文・156 条 2 項および 81 条 1 項 5 文に規定されている、内部統制システムの構築を意味する。

⁴³ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.3.

⁴⁴ Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.9.

⁴⁵ Fischer, a.a.O.(Fn.10), §33 Rdnr.39.

⁴⁶ 保険監督庁は、取締役の誤った行動について相当の処分をする機会を有しているが、この場合、懲戒を与えることは許される監督手段とはされていない（Prölss, a.a.O.(Fn.2), §7a Rdnr.26. ）。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

保険株式会社の取締役には会社法上の取締役・執行役の法定欠格事由に関する規定（会社法 331 条 1 項・402 条 4 項）⁴⁷が適用され（保険業法 12 条）、また、保険相互会社についても同様の規定がおかれている（保険業法 53 条の 2 第 1 項・53 条の 26 第 4 項）。

一般事業会社におけるとは異なり、保険会社の取締役は、法定欠格事由の不在だけでなく、さらに、保険業に関する知識・経験に裏付けられた経営管理能力と十分な社会的信用を必要とされる（保険業法 8 条の 2 第 1 項）。また、会社法では欠格事由でなくなった破産宣告を受け復権していない者は、保険会社については取締役になることができないとされている（保険業法 8 条の 2 第 2 項）⁴⁸。取締役の適格性規定の趣旨は、一般に、保険業の社会的役割の重要性と、その経営管理に高度の専門性が必要とされること、および保険会社の信用は、他の一般の会社と比べて、経営管理者個人の社会的信用に負うところが大きいとの考慮にあるものと解される、と説明されている⁴⁹。

取締役の適格性を欠くときには、免許の妨げとなり（保険業法 5 条 1 項 2 号参照）、また解任命令の事由ともなりうる（保険業法 133 条 1 号参照）。

(2) 取締役の適格性の基準

⁴⁷ 犯罪者については、会社法・中間法人法・金融商品取引法および破産法等の倒産法制上の罪を犯した者のほうが、罰金刑でも欠格事由となる点で、それ以外の者より厳しい取り扱いを受ける。なお、会社法上の罪を犯しても、執行猶予の判決を受け、執行猶予期間を満了したときは、刑の言い渡しが効力を失い、その時に欠格者でなくなる（江頭憲治郎『株式会社法（第 3 版）』350 頁注(2)（有斐閣、2009 年）参照）。

⁴⁸ 会社法においては、経営者が会社債務につき個人保証することが多い中小企業において会社と同時に同人も破産手続き開始の決定を受けた場合に免責を得るまでに時間がかかることが多いこと等の事情を考慮し、破産宣告を受け復権していない者は欠格者とされていない（江頭・（注 47）の文献参照）。これに対して、保険会社を破綻させないことが保険業法の目標であることから、破産宣告を受け復権していない者を欠格者としていると考えられる（出口正義『保険業法』25 頁（損害保険事業総合研究所、2010 年））。

⁴⁹ 出口・（注 48）24 頁。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセスにおいて、保険業法 8 条の 2 第 1 項に従って求められる適格性の判断は、基本的には各保険会社の自主性に委ねるとされている⁵⁰。適格性の具体的な判断基準は法定されておらず、各保険会社における業務の特性等を含め、その時々取締役個人の適格性を総合的に判断することとなり、その判断は必ずしも容易ではないと思われる。「保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-2(2)⑩」（以下、「監督指針」という）において、金融庁が保険会社における取締役の適格性を判断する際の基準が示されているところ、保険会社としては、取締役の選任過程において、事実上この監督指針に適格性の判断基準を求めることになると考えられる。

監督指針は、保険業法 8 条の 2 に規定する「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」、「十分な社会的信用」に関して、以下の要素をあげている。すなわち、経営管理能力とは、①保険業法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、②保険会社の業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、③その他当該保険会社の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験である。本指針によって、一定の基準は示されているものの、抽象的であり、必ずしも具体的ではない。①～③は、保険会社における実務経験を提示することによって証明できるとも考えられる。しかしながら、ドイツ保険監督法 7a 条 1 項 3 文においては 3 年という基準が規定されているのに対して、何年の実務経験があることによって経営管理能力の要件をみたしうるのかは必ずしも明らかではない。このことは、企業の規模や事業の種類等をいかに考慮すべきかとも関連すると思われる（ドイツ保険監督法 7a 条 1 項 3 文参照）。また、特定の分野における知識を有している場合、保険業以外の企業における実務経験、あるいは外国企業における実務経験についてはいかに解することになるのか等、より具体的な場合が問題となろう。

⁵⁰ (注 1)参照。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

つぎに、社会的信用に関しては、(ア)反社会的行為に関与したことがないか。(イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。(ウ)金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。(エ)禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。(オ)過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。(カ)過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。(キ)過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか、があげられている。

監督指針によれば、取締役の信用をきわめて厳格に判断することになる。ただし、これらの要素は例示であって、他の要素によって信用をいかに判断するかは必ずしも明らかではない。例えば、本指針において、信用性と利益相反との関係についてはふれられていない。保険会社においては、利益相反による弊害を的確に防止することの必要性が指摘されている⁵¹。保険会社において管理すべき利益相反とは、顧客の利益を不当に害する取引等をいうとされているが、具体的にどこまでの範囲を利益相反ととらえ、取締役の信用性を否定することになるかが問題となろう。列挙されている要素以外の事実によって、社会的信用の要件をみたすか否かをどのように判断するかという問題の解決のためには、社会的信用とは

⁵¹ 金融審議会金融分科会第二部会報告 8 頁（2007 年）参照。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

いかなる概念であるかを明らかにすることが必要である。保険業の公共性は、保険会社の信用を取締役個人の社会的信用に結びつけるものと思われる。このことから、また、ドイツ保険監督法 7a 条 1 項にいう信頼性の議論を参照すると、保険業法 8 条の 2 第 1 項によって求められる取締役の社会的信用は、人物としての信用にとどまらず、将来において保険会社を適法、誠実、適切に経営することへの信用であると解される。したがって、将来における保険会社経営への信用を担保することのできない事実が提示された場合にあっては、当該取締役の社会的信用性が否定されることになろう。なお、社会的信用の判断においては、過去に活動をした企業の規模、事業の性質や範囲を考慮する必要はないものと思われる。

4. むすびに代えて

保険業法 8 条の 2 第 1 項に規定する取締役の「適格性」は、基本的には、ドイツ保険監督法 7a 条 1 項にいう業務指揮者の「適格性」の意味と同様に解することが妥当と思われる。すなわち、保険業法 8 条の 2 第 1 項において、保険会社における取締役は、リーガル・リスク・マネージャーとしての役割を求められている。そして、保険業法 8 条の 2 第 1 項が保険業の公共性にかんがみた規制の 1 つであると考えられることから、当該規定にいう「経営管理能力」とは、保険業固有の特色、保険業の社会的役割の重要性をふまえた、保険会社の経営管理に必要な高度の専門的知識経験であり、「社会的信用」とは、人物的な信頼であるとともに、将来において保険会社の業務を健全かつ適切に運営することへの信用であると解される⁵²。経営管理能力・社会的信用の判断に際しては、過去の実務経験・行為等が、その有無を証明する材料として使われることになる。

保険業法 8 条の 2 第 1 項に基づく保険会社における取締役の適格性の判断にあたっては、監督指針が参考になるものと考えられるが、監督指針は、あくまで金

⁵² Prölss, (注 44)の文献参照。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：小野寺 千世

融庁の監督事務の基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点である。その判断基準は、保険業の公共性にかんがみると、保険契約者あるいは国民にとってわかりやすいものであることが望ましい。判断基準の一層の明確化のためには、立法的解決も一つの方法と考える。